

議 第 四 号

仙台市議会議規則の一部を改正する規則（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条及び仙台市議会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十七年六月二十三日

提 出 者

議会議運営委員会 委員長 鈴木 繁 雄

仙台市議会議長

西澤 啓文 様

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則

仙台市議会会議規則（昭和三十四年仙台市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「議員は、」の下に「公務、疾病、出産その他の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

男女共同参画を考慮した議会活動を促進する等のため、現行規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。